

鳥取県告示第60号

平成15年鳥取県告示第378号（騒音規制法による規制地域及び規制基準について）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年2月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改正後	改正前
<p>1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域 八頭郡八頭町及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図に示す地域</p> <p>2 略</p> <p>（「別図」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部水・大気環境課及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）</p>	<p>1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域 <u>米子市、倉吉市、境港市</u>、八頭郡八頭町及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図に示す地域</p> <p>2 略</p> <p>（「別図」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部水・大気環境課<u>並びに</u>関係市役所及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。